

令和 6 年 度

大阪府私立高等学校等経常費補助金（狭域通信制）

配 分 基 準

大 阪 府 教 育 庁 私 学 課

小 中 高 振 興 グ ル ー プ

1 固 定 経 費 配 分

【説 明】

学校経営に最低限必要とされる固定経費として、人件費（校長・事務職員各1名の計2名）及び教育研究経費・管理経費（消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費）の50％に相当する額を定額により配分する。

【算 式】

$$\text{配分額} = \text{人件費相当額（8,838千円）} + \text{教育研究経費・管理経費相当額（2,648千円）}$$

2 生 徒 数 配 分

【説 明】

各学校の府内一般生一人あたりに必要とされる教職員数の割合に応じて配分する。

【算 式】

配分額は、次のとおり算出する。

○ 府内一般生（定員内実員調整後）一人あたり単価A

$$= \left(\text{令和6年度予算総額} - \text{固定経費配分総額} - \text{特別事情配分総額} \right) \div \text{全校の基準数の計}$$

※基準数とは、令和6年5月1日現在の府内一般生（定員内実員調整後）の生徒数をいう。

○ 補正率 = 当該校の府内一般生一人あたりに必要とされる教職員数 $\div$ 全校中の府内一般生一人あたりに必要とされる最少の教職員数

○ 府内一般生一人あたりに必要とされる教職員数 = 標準教職員数 $\div$ 府内一般生の生徒数

※標準教職員数とは、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下、「標準法」という。）を各学校に適用した場合に算出される数から2（校長・事務職員各1名）を減じた数をいう。

○ 府内一般生（定員内実員調整後）一人あたり単価B

$$= \text{府内一般生（定員内実員調整後）一人あたり単価A} \times \text{補正率}$$

○補正係数（全校同率） = $\text{生徒数配分総額} \div \text{府内一般生（定員内実員調整後）一人あたり単価Bに基準数を乗じた額の全校総額}$

$\text{配分額} = \text{府内一般生（定員内実員調整後）一人あたり単価B} \times \text{補正係数} \times \text{基準数}$
--

3 一定額以上役員報酬調整配分

【説 明】

知事所轄法人（高等学校法人）の役員報酬等が次の算式による額を超える場合は、その超える額を配分額から減額する。

【算 式】

$$\begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専任} \\ \text{教員等又は専任職員として支} \\ \text{給された年間給与費を含む。）} \\ \text{が1,600万円を超える者の} \\ \text{役員報酬等の合計額} \end{array} - 1,600 \text{万円} \times \begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専任} \\ \text{教員等又は専任職員として支} \\ \text{給された年間給与費を含む。）} \\ \text{1,600万円を超える者の数} \end{array}$$

※上記の減額相当額は、減額対象校以外の学校へ基準数に応じて配分する。

4 財務情報等非公表調整配分

【説 明】

各学校の財務情報等及び学校評価の結果の報告書について、ホームページで公表していない場合は、次の額を配分額から減額する。（公表基準等は別に定める。）

- ・財務情報等とは、収支計算書（資金収支計算書・事業活動収支計算書（各内訳表含む））、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事による監査報告書、役員等名簿、役員報酬基準及び寄附行為をいう。

調整単価：1学校あたり500千円

- ・学校評価とは、自己評価及び学校関係者評価をいう。

調整単価：1学校あたり各250千円

※上記の減額相当額は、減額対象校以外の学校へ基準数に応じて配分する。

5 特 別 事 情 配 分

各校における次の特別事情に応じ、予算の範囲内において配分する。

（1）風水害等災害復旧に要する経費

【説 明】

風水害等の災害復旧を優先的に行った学校に対し、経常的経費を支援するため、増額配分する。ただし、次の条件をすべて満たし、復旧に要した額の2分の1を上限（補助額の上限は、法人あたり1,500万円）とする。

- ・学校が災害を受けたことを公的に証明できる書類がある。（り災証明書等）
- ・被害状況を放置すると2次災害を誘発するなど生徒の安全が脅かされる恐れがある。
- ・年度内に災害復旧が完了している。
- ・国の補助及び保険金の支給がある場合は、その額を控除した後の額を風水害等災害復旧に要する経費の上限とする。

（2）その他

例外1. 上記1から5による算定の例外について

上記1から5までにかかわらず、年度最終の交付決定以外の交付決定に基づく交付については、次のとおり補助金額を算定する。

$$\bigcirc \text{ 概算交付基礎額算定式} = (\text{単 価}) \times (\text{生徒数})$$

(単 価) 令和5年度配分単価(特別事情調整額を除く)の85%

(生徒数) 令和6年5月1日現在の基準数

(限度額) 令和5年度配分額(特別事情調整額を除く)の85%

$$\bigcirc \text{ 補助金額算定式} =$$

$$\frac{\text{上記により算定した当該学校法人に係る概算交付基礎額}}{\text{上記により算定した全法人に係る概算交付基礎額の合計}} \times \text{交付する補助金の総額として別に定めるもの}$$

ただし、学校法人の経営上支障がある場合、又はその他特別の事情があると認める場合は、上記にかかわらず個別に検討する。

例外2. 新設校に係る配分額の算定について

新設校の固定経費配分及び生徒数配分については、以下により補助金の額を算定するものとする。

【固定経費配分の算式】

$$\text{配分額} = \frac{(\text{人件費相当額}(8,838 \text{ 千円}) + \text{教育研究経費・管理経費相当額}(2,648 \text{ 千円}))}{\times \text{設立年数(上限4年)} \div 4}$$

【生徒数配分の算式】

$$\text{配分額} = \text{府内一般生(定員内実員調整後)一人あたり単価A} \times \text{補正係数} \times \text{当該校の基準数}$$

例外3. 総生徒数が240人未満または定員充足率が60%未満の学校に係る配分額の算定について

新設から4年を経過した後、総生徒数が240人未満または定員充足率が60%未満の場合には、生徒数配分の補正率については、当該学校の補正率と、総生徒数が240人以上かつ定員充足率が60%以上の学校(新設校を除く)の補正率のうち最大の補正率の、いずれか低い方を適用する。

$$\bigcirc \text{ 定員充足率} = \text{令和6年5月1日現在の総生徒数} \div \text{令和6年5月1日現在の収容定員数}$$